

## 第10章 危機管理

### 1. 武力攻撃事態等有事関連法制

和暦	事柄
H15.6.13	「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（事態対処法）、「安全保障会議設置法の一部を改正する法律」、「自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律」の有事関連3法の公布
H16.6.18	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）、「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」（特定公共施設利用法）等の有事関連7法の公布
H17.3.25	国民保護法第32条に基づく「国民の保護に関する基本指針」を閣議決定
H27.9.30	平和安全法制関連2法（平和安全法制整備法、国際平和支援法）の公布（平和安全法制整備法により、冒頭の法律は武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律と改称）

### 2. 北朝鮮問題

和暦	事柄
H10.8.31	朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）が発射したミサイルの一部が日本海と太平洋の公海上に落下
H15.8.25	北朝鮮の貨客船「万景峰92号」に対するポートステートコントロール（PSC）を実施、全国的にPSCの実施を強化
H16.4.26	「万景峰92号」に対するPSCの実施
H16.6.18	「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」（特定船舶入港禁止法）公布
H17.5.18	「万景峰92号」に対し、PSCを実施し、3項目の軽微な不適合について改善を指導するとともに、併せて船舶油濁損害賠償保障法に基づく立入検査を実施
H18.7.5	北朝鮮による弾道ミサイル発射
H18.10.9	北朝鮮が地下核実験実施を発表
H18.10.13	特定船舶入港禁止法に基づき、北朝鮮船籍のすべての船舶の入港禁止を閣議決定
H20.7.1	領海等における外国船舶の航行に関する法律が6月11日成立、7月1日施行
H21.4.5	北朝鮮のミサイル発射に伴う航行警報の発出
H22.6.4	「国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法」を公布
H24.8.29	「海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律」成立（9月25日施行）
H28.1.6	北朝鮮が事前通告なしに4度目の核実験を実施
H28.2.7	北朝鮮が事実上の長距離弾道ミサイルとみられる地球観測衛星を発射
H28.2.19	閣議において、入港禁止船舶に、国際連合安全保障理事会の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶を追加することを決定
H28.4.1	閣議において、入港禁止船舶に、北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等により確認された第三国籍船舶を追加することを決定
H28.12.9	閣議において、入港禁止船舶に、北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等により確認された日本籍船舶を追加することを決定

### 3. 犯罪・テロ等対策

和暦	事柄
H1.12.16	中国民航981便ハイジャック事件
H7.3.20	地下鉄サリン事件
H7.6.21	全日空機（857便）ハイジャック事件
H11.7.23	全日空機（61便）ハイジャック事件
H12.4.27	A S E A N 諸国及び東アジア各国等の海上警備機関及び海事政策当局等の代表が出席して「海賊対策国際会議」を東京で開催、「海賊対策モデルアクションプラン」と「アジア海賊対策チャレンジ2000」を採択
H12.5.3	西鉄バスジャック事件
H13.7.23	「海賊対策のため、東南アジア周辺海域へ巡視船を派遣（シンガポール）（～8月17日）」
H13.8.28	「海賊対策のため、東南アジア周辺海域へ海上保安庁航空機を派遣（フィリピン、タイ）（～8月31日）」
H13.9.11	米国同時多発テロ事件発生、これを受け国内では各港湾管理者に港湾の管理体制の強化を周知徹底（9月12日）
H13.10.8	米国同時多発テロ事件発生を受け国土交通省緊急テロ対策本部等を設置
H13.10.8	米国同時多発テロ事件（9月11日発生）による米国等の報復行動開始に伴い、「海上保安庁国際テロ警備本部（本部長：海上保安庁長官）」を設置
H13.12.19	第3回日韓海上保安当局間長官級協議を開催し、海上保安庁と韓国海洋警察庁との間で、2002年ワールドカップに関する共同警備対策の協力推進について合意

H14.12.12	国際海事機関（IMO）において「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）附属書」改正（平成16年7月1日発効）
H15.9.12	豪州沖での拡散安全保障イニシアティブ（PSI）海上合同阻止訓練への参加（～14日）
H15.11.1	客席数が60又は最大離陸重量が45,500kgを超える旅客機に対して、強化型の乗組員室ドア（強化コックピットドア）の装備を義務付け
H16.3.31	スペインでマドリード列車爆破テロ事件発生
H16.4.14	「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」の公布
H16.6.8	G8首脳会合（シーアイランド）（平成16年6月8日～10日）にて「G8安全かつ容易な海外渡航イニシアティブ（SAFTI）」を採択
H16.7.1	改正SOLAS条約の発効及び「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」の施行
H17.3.14	マラッカ海峡において日本籍船「韋駄天」が武装集団に襲撃され、日本人船長等3名が誘拐される海賊事件が発生
H17.7.7	ロンドンで地下鉄等同時多発爆破テロ事件が発生
H17.8.10	ロンドンでの地下鉄テロを踏まえて国土交通省鉄道局が「鉄道テロ対策連絡会議」を設置
H17.12.6	鉄道テロ対策としての危機管理レベルの設定・運用及び「見せる警備・利用者の参加」を軸とした新たな鉄道テロ対策（第二次施策）の発表
H18.1.11	国際交通セキュリティ大臣会合を東京で開催（～13日）
H18.3.17	海賊等対策会議が「海賊・海上武装強盗対策の強化について」を取りまとめ
H18.4.8	神戸空港で一般車両がフェンスを突き破り、エプロン内を走行する侵入事案の発生
H18.7.16	G8首脳会合（サンクトペテルブルク、平成18年7月15日～7月17日）にて「テロ対策に関するG8首脳宣言」、陸上交通セキュリティ国際ワーキンググループの創設を提案
H18.8.9	英国にて大西洋液体爆発物テロ未遂事件発生
H18.9.4	アジア海賊対策地域協力協定（ReCAPP）の発効
H19.2.9	タイのバンコクで開催された日ASEAN交通大臣会合で、「日ASEAN港湾保安向上行動計画」を承認
H19.3.1	国際線の航空機内への液体物持込制限の導入
H19.6.4	第4回航空保安検査国際フォーラムをカナダ航空保安庁と共同開催（～7日）
H19.10.17	第2回陸上交通セキュリティ国際ワーキンググループを大阪で開催
H20.2.6	第3回陸上交通セキュリティ国際ワーキンググループを東京で開催、「公衆の意識の向上に関する好事例集」を国土交通省が取りまとめ
H20.3.13	航空貨物セキュリティワークショップ開催（～14日）
H20.4.21	ソマリア沖で日本籍タンカー「TAKAYAMA」が海賊に襲撃される（負傷者等なし）
H21.3.14	海上警備行動によりソマリア周辺海域へ派遣される護衛艦に第一次ソマリア周辺海域派遣捜査隊として海上保安官8名が同乗
H21.6.19	「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」が成立
H21.7.24	「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」が施行。海賊対処行動発令
H21.12.25	米国にてデルタ航空機爆破テロ未遂事件発生
H22.1.24	アデン湾における通算100回目の護衛を達成
H24.10	国際線における旅客へのランダム接触検査の導入
H25.7	国際線が就航する空港従業員等に対する保安検査の強化、空港のゲート管理の強化
H25.11.30	「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」施行
H29.6.16	国際海事機関（IMO）「安全管理システムにおける海事サイバーリスク管理に関するMSC決議428(98)」を採択、海事サイバーリスク管理に関するガイドラインを発行（7月5日）
H30.4	重要インフラ事業者（航空、鉄道、物流）が情報共有・分析及び対策を連携して行う体制である「交通ISAC」（仮称）の仮運用が開始
H30.6.9	東海道新幹線車内殺傷事件発生、1名死亡、2名重症
H31.3.16	第33次ソマリア周辺海域派遣捜査隊が出発

#### 4. 事故災害への体制

和暦	事柄
H9.1.2	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」海難・流出油災害
H13.3.23	ロシア宇宙ステーション「ミール」軌道離脱、制御下での大気圏突入
H18.8.14	クレーン船事故による首都圏大規模停電発生、9鉄道事業者18路線で運行一時停止など広範囲に影響

#### 5. 海上における治安の確保

S63.7.5	海上保安庁密輸入覚醒剤105kg押収（海上保安庁史上最大量）
H4.5.31	海上保安庁相次ぐ中国人不法入国事件を摘発(31日～)

H4.11.8	海上保安庁がブルトニウム海上輸送の護衛を実施(～平成5年1月6日)
H11.3.23	能登半島沖不審船事案発生
H13.12.22	九州南西海域不審船対策本部(本部長：海上保安庁長官)を設置
H15.5.31	北朝鮮工作船の一般公開
H24.1.8	南極海鯨類捕獲調査の安全対策として派遣されている水産庁監視船に反捕鯨団体のオーストラリア人活動家3名が乗り込む事案が発生。同船に乗船していた海上保安官が事情聴取等を実施

## 6. 感染症対策

和暦	事柄
H16.3.2	関係省庁申し合わせにて鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置
H17.12.6	鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議にて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定
H20.3.25	「国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画」をとりまとめ
H21.2.17	政府は「新型インフルエンザ対策行動計画」を全面改定、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を新たに策定
H21.4.27	メキシコ及びアメリカにて4月以来発生している新型インフルエンザ(H1N1型)の人感染を受け、WHO(世界保健機関)が緊急委員会を開催、新型インフルエンザの発生段階のフェーズ4引き上げを宣言
H21.4.28	厚生労働省は、WHO発表を受け、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく新型インフルエンザ等感染症の発生を宣言
H21.6.11	WHO(世界保健機関)は新型インフルエンザのフェーズ6引き上げを発表
H22.4.20	我が国で約10年ぶりとなる口蹄疫が宮崎県で発生
H23.9	国土交通政策研究所、「通勤時の新型インフルエンザ対策に関する調査研究(首都圏)」報告を公表
H23.9.20	政府は「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定、平成21年4月に発生した新型インフルエンザ対策の経験等を踏まえ、病原性・感染力の程度等に応じ、実施すべき対策を決定、「国土交通省新型インフルエンザ対策行動計画」も同日改定
H24.5.11	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の公布
H24.8.3	「新型インフルエンザ等対策有識者会議」の開催を新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定
H25.2.7	「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」を公表
H25.6.27	新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を閣議決定、「国土交通省新型インフルエンザ対策行動計画」も同日改定
H30.9.9	岐阜県の養豚農場において我が国では、平成4年以来26年ぶりとなる豚熱(CSF)発生、以降愛知県、長野県などでも発生